

物品購入等の入札に際しての注意事項

入札に参加する上での注意事項

- ・ 入札前に、入札に関し必要な事項を定めた「島田市物品購入等競争契約入札心得」を熟読の上、入札に参加されますようお願いいたします。
- ・ 郵送による入札は、取り扱いません。指定する日時及び場所にて入札書を提出してください。
※郵便入札によるものは除く。
- ・ 代理人が入札するときは、入札書を提出する前に、委任状を提出してください。
- ・ 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- ・ 仕様書、設計書、図面及び見本その他契約の締結に必要な条件を熟知の上、入札してください。仕様書等について疑義があるときは、事前に発注担当課まで問い合わせてください。（入札会場での質問等については、受け付けません。）
- ・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- ・ 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、緊急やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがあります。

入札の辞退

- ・ 入札を辞退するときは、入札執行前までに入札辞退届を提出してください。入札執行中は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入してください。

入札の無効

（次の事項については、無効となりますので注意してください。）

- ・ 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- ・ 入札保証金を必要とする入札で、所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
- ・ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ・ 所定の日時及び場所に提出しない入札
- ・ 記名・押印を欠く入札
- ・ 金額を訂正した入札（訂正印がある場合も無効です）
- ・ 誤字・脱字等により、意思表示が不明瞭な入札
- ・ 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- ・ 同一の入札について、2 以上を入札した者の入札
- ・ 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- ・ 同一の入札について、2 人以上の代理人をした者の入札
- ・ その他、指示した条件に違反して入札した者の入札

入札当日持参するもの

- ① 入札書
- ② 委任状（代理人が入札を行う場合のみ）
※委任状は入札書と同封せず、別に持参してください。
- ③ 名札又は名刺
- ④ 使用印鑑（入札参加資格審査申請時に届け出た使用印鑑）又は代理人の印鑑（代理人が入札を行う場合のみ）

上記の「① 入札書」について

- ・ 入札書には、入札を行うものの入札番号・事業名・納入場所・消費税抜きの金額（消費税においては、契約時に加算）・入札当日の日付・住所、商号又は名称・代表者名を記載し、代表者印（入札参加資格審査申請時に届け出た使用印鑑）を押印してください。
- ・ 代理人が入札を行う場合は、入札書に当該代理人の氏名を記載し、委任状に使用した代理人の印鑑を押印してください。
- ・ 入札書は封印の上、提出してください。
- ・ 入札書を入札箱に投入した後の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- ・ 入札は3回まで行う場合があり、2, 3回目はその場で金額を記載するため、入札書の予備を必ず2回分用意してください。

上記の「② 委任状」について

- ・ 委任状は、代表者以外の方が入札する場合に提出してください。
- ・ 委任状は、代理人の氏名を記載して押印し、入札番号・事業名・納入場所・入札当日の日付・委任者の住所・商号又は名称・代表者名を記載し、代表者印（入札参加資格審査申請時に届け出た使用印鑑）を押印してください。
※委任状は入札書と同封せず、別に持参してください。

上記の「③ 名札又は名刺」について

- ・ 入札者（本人・代理人）の氏名がわかるよう、必ず名札を着用し、又は名刺を持参してください。

上記の「④ 使用印鑑又は代理人の印鑑」について

- ・ 入札は3回まで行う場合があり、2, 3回目はその場で入札書に金額を記載するため、入札参加者は、使用印鑑（入札参加資格審査申請時に届け出た使用印鑑）又は代理人の印鑑（代理人が入札を行う場合のみ）を持参してください。

その他

- ・ 入札心得、入札書等の様式・記入例は島田市役所ホームページにてご確認ください。不明な点は契約検査課（Tel.0547-36-7220）までお問合せください。
※発注担当課において入札執行を行う案件については、発注担当課の担当者まで直接お問い合わせください。